# 広報 うんなん 広域連合

旬を感じ 生命を育む ゆうきの里 雲南

## 掛合酒蔵資料館（雲南市掛合町）

掛合酒蔵資料館は４月２３日にオープンした施設です。掛合町（現在の雲南市）が竹下本店より建物の寄付を受け、酒蔵の建造物としてのおもむきを保存し、伝統文化としての日本酒醸造文化を伝承・紹介するために作られました。


連合長所信表明概要 2
平成17年度当初予算 3~4
介護保険情報コーナー 5~6
平成17年度職員配置 7
イベント情報 8~9
ふるさとのひとコマ 10



初夏号
2005 Vol.36 5
平成17年5月18日発行
発行・編集 雲南広域連合



〒690-2403
島根県雲南市三刀屋町下熊谷1773-1
TEL0854-45-5880 FAX0854-45-5887
E-mail: info@unnan.jp


雲南広域連合は、雲南市・奥出雲町・飯南町で構成しています。

## 平成十七年度雲南広域連合長所信表明

# 旬を感じ、生命を育む ゆうきの里雲南をめざして

平成十七年二月十五日に雲南広域連合議会二月定例会が開かれ、速水広域連合長が雲南広域連合として今年度取り組む主要課題について、所信表明を行いました。主な内容について要旨を掲載します。

### 1．介護保険の現状と制度改正について

平成十二年四月にスタートした介護保険制度は、第二期事業計画の最終年を迎え、第三期事業計画策定の時期が迫っています。雲南地域は要介護者がますます増加する傾向にあり、それにしたがって保険給付費も十七年度には五十九億円を超えるものと思われます。

介護予防の強化などを図るための制度改正が現在国会で審議されており、五月末頃の成立が予定されています。成立後、平成十八年三月までの間に、第三期事業計画の策定を始め、新制度への移行作業等早急な事務手続きや住民周知が必要となります。関係機関と連携を図りながら、制度改正に的確に対処し、着実な事業の実施に努めてまいります。

### 2．新たな広域行政の推進

厳しい財政運営が続く構成市町の負担を軽減するため、さらなる広域行政組織の見直しが必要と考えます。雲南地域の新たな連携による、広域行政の推進を図ることが必要であると考えます。

### 3．広域計画の見直し

広域連合の事業指針である広域計画は、見直しの時期を迎えています。町村合併によって自治体を取り巻く諸情勢が大きく変革しており、さらには新しい市町の総合計画との整合性を図る必要があります。

構成市町と協議を重ね、基本理念の「旬を感じ生命を育む ゆうきの里　雲南」の創造に向けて、広域連合がその中心的役割を担うべきであると考えています。

### 4．広域観光振興

市町村では観光関連予算の縮減を余儀なくされる今日、単独市町の観光推進施策には限界があります。効率的・効果的な観光振興を図るには、各市町の観光資源を連携し、情報発信に努め、誘客につなげていくことが重要です。

観光は、歴史、文化、自然等総合的に活用することから、その効果はあらゆる産業に波及し、地域経済を活性化する有効な手段の一つです。行政が連携して情報発信に努め、民間事業者とも連携して民間活力を喚起し、斬新なアイデアの導入によって観光客の増加と地域の活性化に力を尽くしてまいります。

### 5．情報発信事業

未来博物館は、インターネットを通じて全国へ雲南地域から発信するとともに、学校教育や生涯学習現場においても、郷土学習教材として活用されています。今後はホームページと一体的に管理してまいります。

広域連合のホームページでは、観光情報の発信や、販売元へのアクセスができるような特産品情報の発信など、情報の拡大に努めてまいります。

※所信表明の全文は、雲南広域連合のホームページに掲載しています。

# 平成17年度 雲南広域連合当初予算の概要

## 一般会計

当初予算は87,253千円で前年度当初予算と比べると21,147千円（前年度比80.4%）の減額となりました。

### 前年度と比べ当初予算減額の理由は

- 平成14年度から行ってきた雲南未来博物館整備事業が16年度で旧町村すべてのコンテンツ整備が完了したため。
- 平成12年度から実施してきた光ファイバー整備事業が市町村合併に伴う工事も終了したので、介護保険特別会計へ事務を移管したため。
- 町村合併により執行部、議員減により報酬等が減となったため。

### 主な使いみち

**テレビ番組「発見！まるごと奥出雲」の放映……10,500千円**

毎月１回広島県内において30分番組を放映し、雲南地域の魅力を紹介します。

**奥出雲日帰りバスツアー……2,100千円**

雲南地域への誘客を図るため、広島地域からのバスツアーを実施します。

**島根ふるさとフェア……1,130千円**

広島市で島根県全市町村が集まりフェアを開催します。

**雲南物産展……3,944千円**

雲南物産展を広島市で開催し、雲南地域の特産品販売と観光等の情報発信を行います。

**雲南地域ポータルサイト整備事業…3,141千円**

雲南地域の観光情報や特産品情報を発信するホームページを整備します。

### 平成17年度一般会計予算概要（単位:千円）

歳入

| 市町負担金 | 県支出金 | 諸収入 | 繰越金 | 財産収入 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 78,687 | 8,000 | 5 | 1 | 560 | 87,253 |

歳出

| 議会費 | 総務費 | 公債費 | 諸支出金 | 予備費 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2,665 | 83,200 | 387 | 1 | 1,000 | 87,253 |

総務費の内訳

| 総務管理費 | 選挙費 | 監査委員費 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 83,038 | 55 | 107 | 83,200 |

総務管理費の内訳

| 一般管理費 | 文書広報費 | 会計管理費 | 財産管理費 | 企画費 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 52,002 | 4,682 | 246 | 5,564 | 20,544 | 83,038 |

一般歳入

一般歳出

総務管理費の内訳

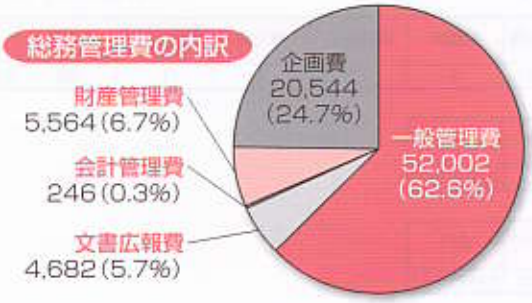

# 介護保険特別会計

当初予算は6,096,600千円で前年度当初予算と比べると276,100千円（前年度比104.7%）の増額となりました。

## 前年度と比べ当初予算増額の理由は

●保険給付費が前年度に比べて309,595千円（前年度比105.5%）増加したため。

## 歳入不足に対しては

●介護保険給付費に充てるための給付費準備基金（貯金）から47,108千円を繰り入れます。それでも不足する場合は、島根県が設けている介護保険財政安定化基金より63,360千円の範囲内で広域連合債として借り入れます。

## 主な使いみち

**介護サービス給付費……5,905,137千円**

要支援・要介護者の居宅サービス及び施設サービス費用のうち保険給付に必要な費用です。

**介護認定審査会費……55,420千円**

認定の調査費、主治医意見書の作成料、認定審査会の実施に必要な費用です。

**事業計画審議会費……4,737千円**

介護保険の実施状況を点検し、必要な対策を検討する審議会の運営に必要な費用です。今年度は介護保険事業計画の見直しも行います。

**趣旨普及費……1,937千円**

介護保険制度の仕組みやサービスの利用促進などのお知らせに必要な費用です。

**介護保険運営事務費……126,458千円**

介護保険の管理運営を行うための事務に必要な費用です。

## 平成17年度介護保険特別会計予算概要（単位:千円）

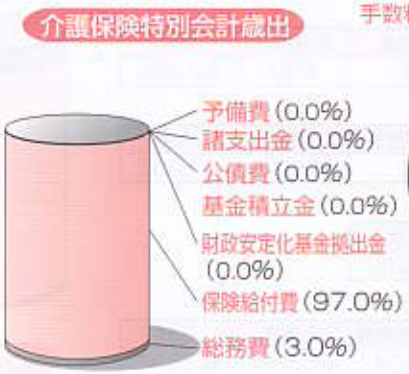


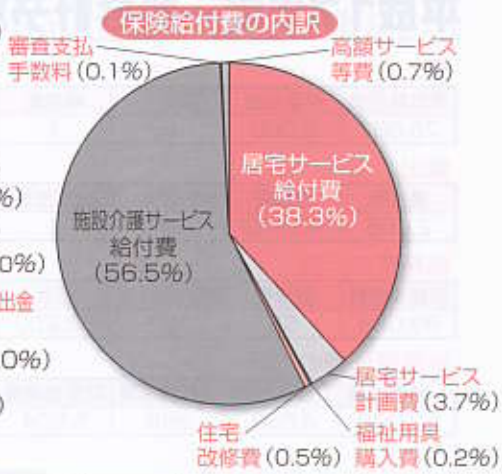


歳入

| 保険料（第1号被保険者保険料） | 支払基金交付金（第2号被保険者保険料） | 市町負担金 | 県支出金 | 国庫支出金 | 繰入金 | 広域連合債 | 繰越金 | 財産収入 | 寄付金 | 使用料及び手数料 | 諸収入 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 817,398 | 1,889,639 | 928,816 | 738,139 | 1,612,090 | 47,108 | 63,360 | 1 | 15 | 1 | 1 | 32 | 6,096,600 |

歳出

| 総務費 | 保険給付費 | 財政安定化基金拠出金 | 基金積立金 | 公債費 | 諸支出金 | 予備費 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 188,552 | 5,905,137 | 529 | 15 | 1,148 | 219 | 1,000 | 6,096,600 |

保険給付費の内訳

| 居宅サービス給付費 | 居宅サービス計画費 | 福祉用具購入費 | 住宅改修費 | 施設介護サービス給付費 | 審査支払手数料 | 高額サービス等費 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2,259,540 | 219,292 | 10,397 | 31,315 | 3,335,167 | 8,291 | 41,135 | 5,905,137 |

# 介護保険情報コーナー

平成17年度

## 介護保険料仮徴収開始について

### 「仮徴収開始通知書」を4月中旬に送付しました。

年間保険料額を年6回に分け2ヶ月に1回ずつ納付していただきますが、該当する所得段階は前年の所得により住民税が確定してから決定しますので、第1期（4月）、第2期（6月）、第3期（8月）の間は、仮の金額で納付していただきます。仮の金額は前年度の所得段階を参考に決定しております。なお、第4期（10月）以降については、確定した保険料額から仮徴収額を差し引いた額を納付していただきます。（確定した保険料額は9月中旬に「本算定開始通知書」を送付します。）

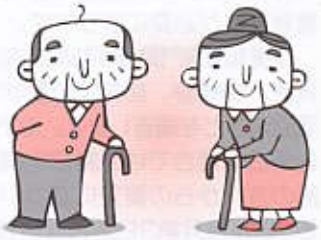

### 特別徴収の方（年金天引き）

特別徴収の方は、16年2月に天引きされた金額を仮徴収額として第1期（4月）、第2期（6月）、第3期（8月）と天引きされます。「仮徴収開始通知書」を4月中旬に送付しました。

### 普通徴収の方（口座振替、自主納付）

16年度の所得段階をもとに以下の金額をそれぞれ第1期（4月）、第2期（6月）、第3期（8月）に納付していただきます。

| 16年度の所得段階 | 第1段階の方 | 第2段階の方 | 第3段階の方 | 第4段階の方 | 第5段階の方 |
|---|---|---|---|---|---|
| 期別仮徴収額 | 2,800円 | 4,600円 | 6,300円 | 8,000円 | 9,800円 |

## 4月2日以降に65歳以上になられる方の仮徴収について

65歳到達後の納期において、第1段階に該当する方を除き1期あたり6,300円を仮徴収額として納付していただきます。

第4期（10月）以降については、確定した所得段階の保険料額から仮徴収の合計を差し引いた額を納付していただきます。

なお、65歳になられた年は年金から天引き（特別徴収）することができませんのでご注意ください。翌年の10月までは口座からの引き落としか納付書によって納付していただきます。

※年金の種類や受給額などによっても天引きできない場合があります。

# 要介護(支援)認定申請から利用までの流れ

## 介護サービスを受けたい

**申　請**

市町の担当課に介護認定申請(本人又は家族等が申請)
※必要書類:申請書、介護保険証

**訪　問　調　査**

介護保険認定の審査では、「訪問調査」と「医師の意見書」が必要になります。

介護支援専門員等が訪問し視力、聴力、食事、入浴、排泄、徘徊癖、認知、行動状況、医療受診概況等生活動作などを調査します。なお、平成17年4月より、雲南広域連合では介護認定調査について介護する家族の方々からの要望に基づいて、広域連合に所属する3名が毎月第3日曜日は調査に出かけることとし、雲南広域連合独自のサービス拡充に努めます。

**医師の意見書**

医師の意見書
(診断書の提出)

かかりつけの医師に心身の障害の原因になっている疾病や負傷に関する意見、医学的な管理の必要性などを書いてもらいます。これについては雲南広域連合より直接医師に依頼しますので用意して頂く必要はありません。

**介護認定審査会**

保健、医療、福祉などの専門家で5人程度で構成。介護の手間の度合いで6段階に分けられ、介護保険で認められる利用限度額は介護度によって違います。

**認　定**

要介護度、支給限度額等の認定
(申請から30日程度で結果を文書で通知)

**認定　6段階評価**

| 要介護度 | 心身の状態例 | 利用できるサービス |
|---|---|---|
| 要支援 | 寝たきりにならないよう、支援(リハビリ)が必要 | 居宅サービス |
| 要介護1 | 立ち上がる、歩くなどの基本動作が不安定。 | 居宅サービスまたは施設サービスが受けられる |
| 要介護2 | 毎日、日常生活の一部又は全般に、介助、見守りが必要。 | |
| 要介護3 | 毎日、日常生活の一部又は全般に、介助、見守りが必要。 | |
| 要介護4 | 毎日、全面的な介助、あるいは特別な配慮や見守りが必要。 | |
| 要介護5 | 自力での食事、意思の伝達もできにくい。 | |
| 非該当(自立) | 介護が必要とは認められない。 | 介護サービスは受けられない |

※上記要介護認定に不服のある場合には、島根県に設置されている「介護保険審査会」へ不服審査の申し立てができます。
認定されなかった高齢者でも、地域によっては市町村独自のサービスを受けられる場合もあります。

# 平成17年度 雲南広域連合組織図

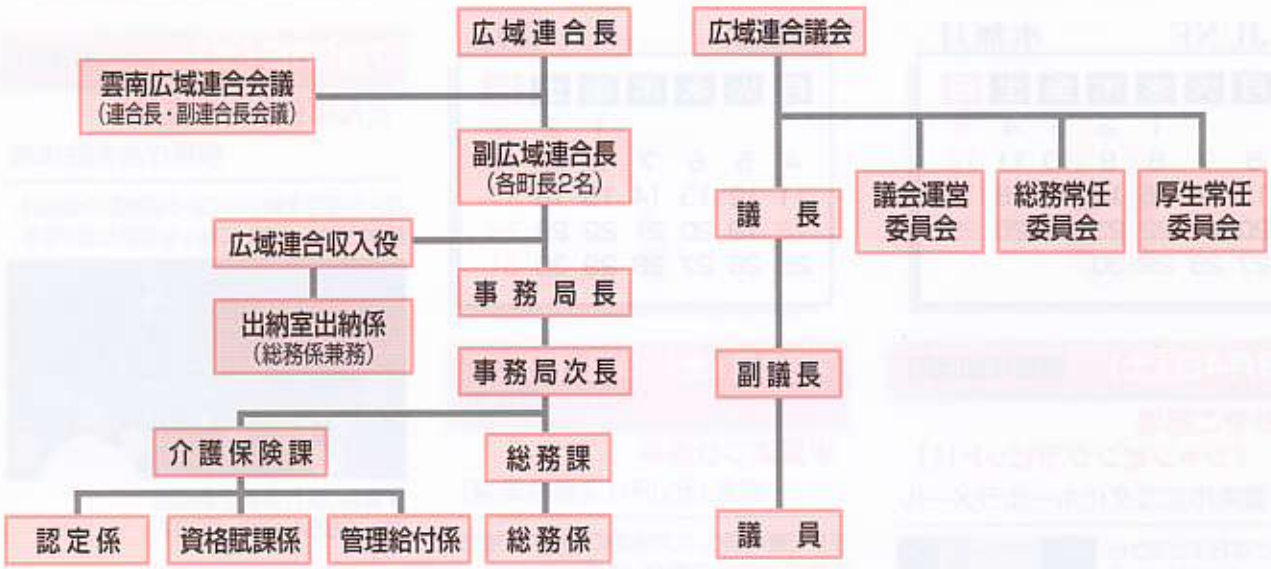


## 職員配置

雲南広域連合では四月一日付けで定期人事異動を行いました。
各課の主な事務担当する係、職員は次のとおりです。

事務局長　清水　寛
事務局次長　森山康史

| 課長 | 課長補佐 | 係名 | 係長 | 係員（ ）は職員 | 所掌事務 |
|---|---|---|---|---|---|
| **総務課** | | | | | |
| （兼）森山康史 | 土屋和則 | 総務係 | （兼）土屋和則 | 和栗慎樹<br>三上大輔<br>渡部大地 | 文書管理・施設財産管理・ふるさと市町村圏・広域行政・地域振興・ホームページ・連合会議・広報 |
| **介護保険課** | | | | | |
| 藤原　茂 | 岡田　徹 | 管理給付係 | （兼）岡田　徹 | 鳥谷周史<br>吉川卓男<br>吉川真知子 | 介護保険事業計画・介護保険事業計画審議会・保険財政・事業者・広報・苦情相談・受給者管理・保険給付・サービス計画管理 |
| | | 資格賦課係 | 上田百合子 | 川西博司<br>山田弘幸 | 被保険者の資格管理・保険料の賦課徴収・介護保険事務処理システム |
| | | 認定係 | 馬越英夫 | 武田　章<br>（認定審査専門員）<br>（奥田みどり）<br>（坪倉美枝子）<br>（阪本素子）<br>（訪問認定調査員）<br>（長谷川照子）<br>（松田佳恵）<br>（森山好江） | 要介護認定・要支援認定・介護認定審査会・認定調査 |
| **出納室** | | | | | |
| | | 出納係 | （兼）土屋和則 | （兼）和栗慎樹 | 現金有価証券等の出納保管 |

（兼）は兼務

# ゆうきの里 雲南 イベント情報 2005

JUNE 水無月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

JULY 文月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

## 6月4日（土） 雲南市加茂町

### おやこ劇場「ジャンピングラビット!!」

雲南市加茂文化ホールラメール

小さなお子さまから大人まで楽しめる人形劇。会場全体を使った愉快な劇をお楽しみに!
17:45開場
18:00開演

★雲南市加茂文化ホールラメール
TEL 0854-49-8500

## 6月11日(土)、12日（日） 雲南市大東町

### 赤川ほたる観賞バス運行

ほたる公園他ホタル生息地

赤川ほたる(ゲンジボタル)が飛び交う最適の時期に観賞バスを運行します。

参加費:大人700円
小中学生500円
幼児無料

★赤川ほたる保存会(大東町観光協会内)
TEL 0854-43-2505

## 6月12日（日） 飯南町

### 東三瓶フラワーバレー 第14回ポピー祭

志津見地内イベント会場

広大な敷地にポピーが鮮やかに咲き広がる中、家族で楽しめる企画が盛りだくさんです。
★東三瓶フラワーバレーポピー祭実行委員会(飯南町政策企画課内)
TEL 0854-76-2214

## 7月2日（土）、3日（日） 飯南町

### 半夏まつり赤来

赤名(元JRバス横駐車場)

赤来初夏の祭り。江戸末期の牛市の名残で、多数のイベントで賑わいます。

★半夏まつり実行委員会
TEL 0854-76-2118

## 7月20日（水） 雲南市木次町

### きすき夏まつり

斐伊川河川敷ほか

仕掛花火など木次を代表する夏祭り。

★木次町観光協会
TEL
0854-40-1082

## 7月23日（土） 雲南市加茂町

### 焼火(たくり)神社二十三夜祭

加茂中(連坦地)

焼火神社の神事が行われ、夜店が賑やかに立ち並びます。

★加茂町商工会
TEL 0854-49-7227

## 7月23日（土） 飯南町

### とんぱらふる里夏祭り

頓原庁舎前駐車場

花火が夜空を鮮やかに彩る頓原夏の風物詩。盛りだくさんの催しに様々な夜店も並びます。

★夏祭り実行委員会事務局
TEL 0854-72-0907

## 7月23日（土） 雲南市大東町

### 夜神楽大会

神楽の宿(大東町須賀)

神楽の宿を舞台に、優雅で幻想的な神楽の舞を夜が更けるまで上演します。

★海潮地区振興会(海潮基幹集落センター内)
TEL 0854-43-2705

## 7月25日（月） 雲南市三刀屋町

### 三刀屋天満宮夏の例祭

三刀屋天満宮

三刀屋天満宮の神事が行われ、花火が上がり夜店も立ち並んで賑わいます。
★三刀屋町観光協会
TEL 0854-45-2113

## 7月30日（土） 雲南市吉田町

### 温泉まつり

国民宿舎清嵐荘

ステージイベントの外、バザーも開催されています。温泉にあわせて手作りの夏祭りもご堪能ください。
★温泉まつり実行委員会
TEL 0854-75-0185

## 7月28日（木）　奥出雲町

### 船通山宣揚祭

船通山

八岐大蛇の尾から出たといわれる天叢雲剣（アメノムラクモノツルギ）の出顕を記念する祭事。
★船通山記念碑を守る会
TEL 0854−52−2674

AUGUST　葉月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

## 8月6日（土）　飯南町

### 八神ふるさと夏祭り

さつき会館駐車場

子供神楽や地域の方々の歌や踊りで夏の夜のひとときを楽しみます。
★八神ふるさと夏祭り実行委員会
TEL 0854−73−0536

## 8月6日（土）　雲南市大東町

### 大東七夕祭

大東町連坦地

子供を中心に12宮の七夕行列が町内連坦地を練り歩く430年の伝統を誇る祭り。
★大東七夕祭保存会（大東町観光協会内）
TEL 0854−43−2505

## 8月14日（日）　雲南市掛合町

### 八重滝まつり

八重滝駐車場

当日は神事の後、ヤマメやニジマスのつかみ取りや、地域住民の出店などが行われます。
★雲南市掛合
　　総合センター
TEL0854−62−0300

## 8月15日（月）　雲南市掛合町

### 龍頭ヶ滝滝祭り

龍頭ヶ滝

日本の滝百選にも選ばれている龍頭ヶ滝で、滝踊りの披露のほか地域住民の出店なども行われます。

★雲南市掛合
　　総合センター
TEL 0854−62−0300

## 8月20日（土）　雲南市掛合町

### 掛合恵比寿まつり

掛合地内

子供たちによる神輿が町を練り歩き、勇壮な掛合太鼓が響き渡り、沿道には夜店が軒をつらねます。

★雲南市掛合総合センター
TEL 0854−62−0300

## 8月24日（水）　奥出雲町

### 大呂愛宕祭り

奥出雲町大呂

8月24日の夕暮れから開始され、様々な山車（だし）が祭りを盛り上げます。照明を使用したライトアップなど華麗な風情が繰り広げられます。

★奥出雲町商工観光課
TEL 0854−52−2679

## 8月24日（水）、25日（木）　奥出雲町

### 三成愛宕祭

奥出雲町三成

古くから火難除けの神として崇敬され、雲南屈指の夏祭りとして神楽・仁輪加・花火・夜店などで賑わいます。幻の一夜城が有名です。

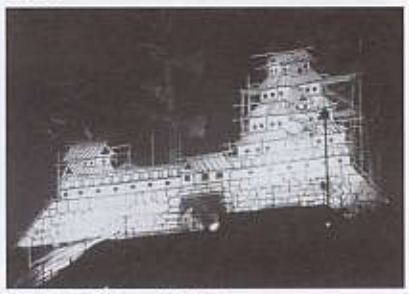

★奥出雲町商工観光課
TEL 0854−52−2679

## 海潮温泉神代神楽のタベ

7月〜来年3月までの第2土曜日
雲南市大東町　古代鉄歌謡館　午後8時から

金襴錦の衣裳をまとい、舞人は荘重な奏楽に操られて舞います。その妙技は観客を惹きつけて放しません。

4社中が研鑽を重ねた生の演目を披露します。
演目：「簸ノ川大蛇退治」を含む2演目
料金：高校生以上500円小中学生200円

古代鉄歌謡館　0854−43−6568

開催日程

| | |
|---|---|
| 7月 9日 | 山王寺本郷神楽社中 |
| 8月13日 | 佐世神楽社中 |
| 9月10日 | 山王寺和野神楽社中 |
| 10月 8日 | 小河内神楽社中 |
| 11月12日 | 山王寺本郷神楽社中 |
| 12月10日 | 佐世神楽社中 |
| 1月14日 | 山王寺和野神楽社中 |
| 2月11日 | 山王寺本郷神楽社中 |
| 3月11日 | 佐世神楽社中 |

# 雲南地域ふるさとのひとコマ Vol.18

## 旧赤名峠（飯南町上赤名）

山陰と山陽を結ぶ交通の要として、古代から重要な役割をしてきた峠です。古くは歌人・柿本人麻呂もこの峠を越えて、任地・石見国庁に赴任したと伝えられています。大正時代の歌人・斎藤茂吉や中村憲吉は往時を偲んで歌を残しています。

人麿のことをおもひて眠られず
赤名越えつつ行きしおもほゆ
（斎藤茂吉）

君を送りて国のさかひの山越えの
ふかき峡路にわかれけるかも
（中村憲吉）

また、江戸時代には石見銀山から産出された銀がここを通って尾道へ運ばれました。

赤名トンネルの開通によってその役目を終えました。当時を偲ぶものは、今では県境を示す木の柱と両脇の石垣を残すのみとなっています。

※現在倒木のため車で通り抜けはできません。

●雲南地区の観光、イベント情報、介護保険について掲載●
雲南広域連合ホームページアドレスは http://www.unnan.jp/
雲南未来博物館ホームページアドレスは http://www.ufm.jp